

かりば

島牧村議会広報

第170号

令和2年

1 月



島牧小学校 もちつき - 12月25日 -



一般質問

- うしお通信について
- 災害対応について
- 「桜を見る会」について
- 村長公用車の使用について
- ニセコバス減便問題について
- 地域産業活性化支援補助金条例について
- 自然環境問題について
- グローバル社会に生きる子どもの為に
- 在宅介護職員等住宅について
- 村・村長に一言のコーナーについて

主な内容

第4回村議会定例会

行政報告 2-3

審議した議案 3-4

一般質問 5-19

議会・委員会出席状況 ... 20

決算審査特別委員会 21

常任委員会所管事務調査 22-23

12・17 定例会 4 2019年

令和元年第4回村議会定例会は12月17日招集され、議長の諸般報告、村長の行政報告が行われました。

その後、村政に対し議員3名が一般質問を行い、平成30年度の全会計決算を、決算審査特別委員会審査報告のとおり認定し、続いて総務社会・産業建設の各常任委員長・副委員長から、所管事務調査について報告、瀬戸川副議長から議員派遣による調査報告がありました。そのほか、報告1件を受け、議案12件、意見案1件を何れも原案のとおり可決、閉会中の継続調査1件を決定し、閉会しました。



▲行政報告する藤澤村長

洋上風力発電の推進



東日本大震災では、被災によって様々なエネルギーの供給に問題が発生しました。

これまでの国のエネルギー政策を覆す大きな問題として、環境への負荷、安心・安全と言われ続け、特に福島原発事故後は、世論の高まりと共に、国内において再生可能エネルギー政策について急速な普及・推進する機運の高まりを見せました。

また、近年、地球温暖化問題がクローズアップされ始めており、再生可能エネルギー社会の実現は、温室効果ガスを削減する効果と共に、地球環境問題と捉え世界的にその取り組みが加速化しています。そうした中、後志管内は道内の電力供給拠点の一つとして培ってきた歴史的背景は、

地域理解の元に共生された地盤は確固たるものであり、今後の新たなエネルギー政策を実現するに相応しい環境が整っている地域と言えます。その潜在的な過去の取り組みを活かし、岩宇・南後志に新たなエネルギー産業として再生可能エネルギー導入事業に目を向けることは、国の推進するエネルギー政策の先導役として新たな産声を上げることでもあり、更には後志地域の経済に大きな貢献材料となる重要な役割でもあると認識しております。

日本における再生可能エネルギー導入容量は世界第6位と世界で普及が進む中、後進国であり、政府は2050年に向けた第5次エネルギー基本計画で再生可能エネルギーを「主力電源化」する方針が明確に打ち出されましたが、その中でも洋上風力発電の導入拡大は喫緊の課題です。

経済産業省と国土交通省が今年の7月30日、洋上新法、いわゆる再生可能エネルギー海域利用法に基づく有望な区域が公表され、国内でも一般海域での洋上風力発電プロジェクトの開発が動き出し

した。

北海道は、風力発電のポテンシャルが高く、後志地域の海岸線を有する関係自治体をもって洋上風力発電の推進について協議し、有望な区域の指定に向けて行動を共にすることといたしました。

再生可能エネルギーは常に地域と密着したパワーであり、地元関係者と発電事業者がWIN-WINの関係で相互に理解する体制を築くことが大変重要であります。

そのためには、関係自治体を構成員とする協議会を設立し、地元の意向を反映すると共に、地域への還元などを主体的に決められるようにすることも大切であります。

まずは、有望な区域の指定がなければ何も動き出しません。

次年度への国の募集も始まることから、関係自治体が歩調を合わせて、国に対して洋上風力発電事業地として有望な区域に関する情報提供する北海道に対して、本地域を対象とするよう積極的に働き掛けてまいりたいと存じますので、議員各位のご理解をよろしくお願い申し上げます。

熊の出没状況等

本年のヒグマの出没状況についてであります。第3回定例会においても経過報告いたしました。3月に月越峠で目撃されたのをはじめに、12月16日昨日までの間、全村各地区における目撃・被害情報として66件が寄せられております。

例年の目撃、被害情報は20件ほどでありますので、出没は増加している状況です。

本年度は千走地区、栄浜地区に電気柵、総延長約8キロメートルを設置し、熊の出没に対応し電気柵を設置した地域においては、電気柵を越えて出没したと思われる事例は、12月16日までないことから、電気柵については一定の効果があつたものと考えております。

設置しております電気柵につきましても、積雪前に撤去する必要があるため、各地区会等と撤去時期について協議を行った上で随時撤去中であり、年内には全て撤去する予定でありますことを報告いたします。

審議した案

決算認定

▼30年度一般会計歳入歳出決算の認定

▼30年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定

▼30年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

▼30年度介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定

▼30年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

▼30年度合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定

以上6件の決算認定について、決算審査特別委員会佐藤清司委員長が審査結果を報告。委員長報告の後、会計ごとに採決した結果、何れも認定することに決定しました。

補正予算

▼元年度一般会計補正予算(第5号)

歳入・歳出ともに1043万9千円を減額し、予算総額を26億988万8千円とするもの。

歳入の主なもの

・村道折川奥開墾通線災害復旧事業国庫負担金(大坂地先)

232万8千円減額

・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

680万3千円追加

・へき地診療所設備整備事業補助金

166万5千円減額

・社会資本整備総合交付金

155万2千円追加

・財政調整基金繰入金

1032万4千円減額

・医療機器購入事業

290万円減額

・橋梁補修事業

370万円減額

・緊急自然災害防止対策事業

300万円追加

・共済費

613万7千円減額

・歌島受信点UPS交換補修工事

141万9千円追加

・「潮の音」指定管理委託料

600万円追加

・後期高齢者医療広域連合医療費負担金

534万8千円減額

・緊急雇用創出推進事業委託料

184万6千円減額

・高齢者生活福祉センター居住部門エアコン設置工事

680万4千円追加

・保育補助員賃金

100万円追加

・医療機器購入費

414万円減額

・地域産業活性化支援補助金(水産振興費)

300万円追加

・橋梁補修業務委託料

196万2千円減額

・泊団地補修工事請負費

126万7千円追加

・広域消防一部事務組合負担金

629万7千円減額

・村道折川奥開墾通線(大坂地先)工事請負費

249万8千円減額

◎全員賛成で原案可決

▼元年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

歳入・歳出ともに444万3千円を追加し、予算総額を6944万3千円とするもの。

歳入

・職員人件費等

12万4千円減額

・後志広域連合分賦金精算還付金

456万7千円追加

歳出

・一般管理費(給料等)

12万4千円減額

・財政調整基金積立金

456万7千円追加

◎全員賛成で原案可決

▼元年度簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

歳入・歳出ともに43万8千円を追加し、予算総額を77万3千8千円とするもの。

歳入

・一般会計繰入金

43万8千円追加

歳出

・一般管理費(給料等)

18万8千円追加

・修繕料

25万円追加

◎全員賛成で原案可決

▼元年度後期高齢者医療特別
会計補正予算（第1号）

歳入・歳出ともに98万5千
円を追加し、予算総額を24
48万5千円とするもの。

歳入

・特別徴収保険料

12万4千円減額

・普通徴収保険料

187万5千円追加

・事務費等繰入金

23万6千円減額

・保険基盤安定繰入金

54万9千円減額

・前年度繰越金

1万9千円追加

歳出

・事務費、保険料等負担金

98万5千円追加

◎全員賛成で原案可決

▼元年度合併処理浄化槽事業
特別会計補正予算（第1号）

歳入・歳出ともに22万2千
円を追加し、予算総額を1億
2472万2千円とするもの。

歳入

・一般会計繰入金

2万2千円追加

歳出

・一般管理費（給料等）

22万2千円追加

◎全員賛成で原案可決

条例制定

▼島牧村会計年度任用職員の
給与及び費用弁償に関する
条例の制定

地方公務員法及び地方自治
法の一部を改正する法律の施
行に伴い、会計年度任用職員
の給与等を制定。

◎全員賛成で原案可決

▼地方公務員法及び地方自治
法の一部を改正する法律の
施行に伴う関係条例の整備
に関する条例の制定

地方公務員法及び地方自治
法の一部を改正する法律の施
行に伴い、会計年度任用職員
に関連する条例の整備を行う
条例の制定。

◎全員賛成で原案可決

条例改正

▼島牧村職員の給与に関する
条例の一部改正

人事院の公務員給与改定勧
告に基づく国家公務員一般職
の職員の給与に関する法律の
一部改正に準じて、本条例の
一部を改正。

◎全員賛成で原案可決

▼島牧村印鑑の登録及び証明
に関する条例の一部改正

成年被後見人等の権利の制
限に係る措置の適正化等を図
るための関係法律の整備に関
する法律の施行に伴う、条例
の一部改正。

◎全員賛成で原案可決

▼島牧診療所使用料及び手数
料条例の一部改正

消費税及び地方消費税税率の
改正に伴う条例の一部改正。

◎全員賛成で原案可決

▼島牧村流水占用料等徴収条
例の一部改正

消費税及び地方消費税税率の
改正に伴う条例の一部改正。

◎全員賛成で原案可決

報告

▼委員会調査報告
（総務社会常任委員会）

令和元年9月19日、第3回
村議会定例会で調査の付託を
受けた所管事務調査について、
長尾文裕委員長が調査結果を
報告。調査内容は22ページに
掲載しました。

◎報告

▼委員会調査報告
（産業建設常任委員会）

令和元年9月19日、第3回
村議会定例会で調査の付託を
受けた所管事務調査について、
坂下初雄副委員長が調査結果
を報告。調査内容は23ページ
に掲載しました。

◎報告

▼議員派遣による調査報告
（全議員）

令和元年9月19日、第3回
村議会定例会で全議員での議
員派遣決定をし、調査をした
結果について、代表して瀬戸
川副議長が調査結果を報告。
調査事項
賀老の滝見遊歩道について
調査年月日
令和元年9月20日
調査結果
第2展望台を早急に整備し、
加えて抜本的対策を講じられ
たい。

◎報告

▼教育委員会事務の管理及び
執行の状況の点検・評価の
報告

教育委員会が平成30年度実

施した事務事業について、地
方教育行政の組織及び運営に
関する法律の規定により報告。
◎報告

意見案

▼「国による妊産婦医療費助
成制度創設」並びに「福祉
医療制度の実施に伴う国保
国庫負担金の削減措置廃
止」を求める意見書
提出者
議会運営委員長 佐藤清司

◎全員賛成で原案可決

その他

▼辺地に係る公共的施設の総
合整備計画の変更
永豊辺地の公共的施設の総
合整備を図るため、本計画の
一部を変更について道との協
議が終了したため提案。

◎全員賛成で原案可決

▼閉会中の継続調査

議会運営委員会の所管事務
調査について、閉会中の継続
調査とするもの。

◎決定

一般質問



第4回村議会定例会での一般質問の内容と理事者側の回答を紹介します。

今回の質問者は3名で、その全文を掲載しました。

長尾文裕 議員

■うしお通信について

佐藤伴則 議員

- 災害対応について
- 「桜を見る会」について
- 村長公用車の使用について
- 二セコバス減便問題について
- 地域産業活性化支援補助金条例について
- 自然環境問題について
- グローバル社会に生きる子どもの為に
- 在宅介護職員等住宅について

後藤 諭 議員

- 村・村長に一言のコーナーについて

うしお通信について



長尾文裕 議員

問

日常、放送されている「うしお通信」には、様々な場面で非常に有効と感じておりますが、運用面においては、まだ改善の必要があると考えます。

第一に、特に村民の安心・安全の点、例えば停電時の情報や、熊出没等の放送において、もっと速やかに放送すべき、これは多くの村民から声が寄せられております。

また、役場庁舎裏の泊団地において、役場に近い所は聞き取りはできますが、中間辺りから遠くなると正確に聞こえにくい点がある事から、運用の面と屋外施設の増設が必要と考えますが、村長の見解をお伺いいたします。

藤澤村長

うしお通信の運用面の改善についての質問でございますが、これまでもより確かな情報を迅速に発信することを心掛けてまいりましたが、ご

指摘のとおり改善すべき点もあるかと思うところでございます。

特に、ご指摘のありました停電時の情報については、北海道電力株式会社からより速

やかに情報収集を行い、適時に情報提供放送を行ってまいります。

また、熊出没情報等の放送につきましましては、熊出没目撃通報があった場合、警察及び

農林課で現場を確認後、一旦役場へ帰庁し、役場放送室から村内周知の放送を行ってまいります。

ため、時間を要していましたが、熊出没現場で情報内容を確認後、その場から直接、

携帯電話等を使用し速やかに放送するように改善してまいります。

また、屋外放送施設、屋外スピーカーの増設でございますが、これまでも増設してき

ているところではございますが、必要な箇所にはこれから増設していく考えであります。

ご指摘のありました箇所につきましては、現場を確認し除雪等に支障がない場所に設置を検討したいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

長尾議員

大変、前向きな答弁をいただきましたけれども、10月でしたか、停電がありましたよね、5時半頃だったかと思いますが、でも、総務課長はもう6時頃には出てきているんですよ。北電さんからも、逐次、停電に関する情報入ってきていると思うんです。

あれが通電になったのが確か9時半過ぎ、10時前だったと思うんですけども、村としてはどうしようもならないですけれども、北電の情報を、「いつ通電になりますよ」ばかりではなく、その前の段階の情報も私は速やかに今、北電さんこまで行っています、通電の時間の見通しはまだ北電から連絡が無ければ、それはそれで仕方ないことですけど

も、でもやはりちょうど朝ごはんまたは弁当作り等々の時間帯でもあるなか、そういう点で何度か北電からは情報が入っていると思うので、確かにまとめることも必要ですけども、今起きていることをそれを即座に情報として提供するという、これはすごく大事なことでないかなと思っております。

その辺でもう少し改善、大きく勉強していただければと思います。

それとまた今、この熊出没の關係に関しては、村長から答弁ありましたけれども、熊出没の情報、午後2時です、1時半です、それが放送されるのが午後4時半、5時、これができるだけ、やはり今行政報告で電気柵の効果はあると、それは私も思いますよ、ですがこの電気柵だっていつまた破られるか分からない、そういう状況がある中で特にその熊が出没している地域の方々に安全を保つために、即座に情報をもっと速やかに流せるよう、改善というのか、村長が答弁されたことをもっともっと大きく取り進めていただきたいと思うわけですけど

も、もうちょっと詳しい内容をご答弁いただければと思います。

藤澤村長

まず一点目の、今年の秋の停電の關係ですが、北電の方からの情報というのがあの時、実は非常に不明瞭な情報ばかりでございました。

停電している、それも何が原因なのかどがあれなのかというの、北電自体もあまり掌握していない、ただ分かりません、「調査中です」ばかりの回答しかなかったのです。総務課長の方にも時間の問題もあります、早々に住民にも周知するようにということで、指示もしながらやっておりました。

その後、具体的な情報というの、8時過ぎぐらいに機動車をこれから云々というふうな、レベルの情報しかない、それも何時にどこに云々までは明確な情報が無いような状況でした。

それで、向こうからの情報を待つのではなくて、こちらから常に電話をかけて情報取りをしなさい、分からないければ分からないで仕方のないこ

とだから、ただ向こうが言うてくる一方的な情報ではなくて、こちらから常に一定の間経てばすぐまた、どうなっていますというところで、問いたしながら情報を聞き出すようにという指示を出しながら行ったところでございます。

最終的に、機動車の到着予定時間等々も連絡が入ったのですが、どこに設置するのか、設置するのにまた1時間ぐらい掛かりますとか言っている内に通電したというような状況でございます。

いずれにいたしましても、ご指摘ありました情報の収集も大切ですけども、それをいかに提供していくかという部分、これからもより一層改善してまいりたいと思います。

それと熊の關係も、ご指摘のとおり電柵が絶対的なものであるとは、私も認識しております。

熊も結構学習能力が高いと言いますので、いつかそれに慣れてくると電柵を越えるという事も、起こり得るのかと非常に緊張した面持ちでおります。

ただ、寄せられる出沒情報の中には、非常に不明瞭な情

報等もあるのも事実でございます。

そういったような事で、まずは現場確認というのも優先しながらやっているという事も、ご理解賜りたいと思いま



災害対応について



佐藤 伴 則 議員

問

甚大な自然災害が発生した関東一円にて、特に被害の長引いた千葉県における県庁並びに、知事の対応について、様々な報道がなされておりますが、これらについてご感想を伺います。

藤澤村長

甚大な自然災害が発生しました関東一円にて、特に被害の長引いた千葉県における県庁並びに、知事の対応についての感想ということでありますが、私もマスコミ報道等からの情報に留まることから、軽々に述べることは差し控えますが、千葉県及び知事に対しては、各般にわたってご批判があるようでありますが、大規模な風水害や停電など、刻々と変化する状況のなか知事並びに県職員の皆様は、県民のため最善の努力を尽くされたのではないかと思います。

佐藤伴則議員

最善の努力という形で、対応はしたのだらうと思います。しかし近年、やはり以前から比べますとどちらかというと、台風、風水害これらは沖縄、九州、関西、山陰等、どちらかというと日本の西部、南部に多かったわけでございますけれども、ここ最近は関東や近畿を中心とした、また、東北、北海道こういった所今まで来ておりますし、被害の状況も、以前よりかなり長期間被害の増大というものが進んでいる状況にあるのではないかと思います。

私はこの度の、特に千葉県に今絞らせていただきましたけれども、やはり問題は台風15

号によって、大きな被災を受け、かなり長い間、停電、断水こういったことが続いておりました。

今、村長もお話がありまして、ように、メディアからの情報では伝わらない、停電や断水、日常生活に困っている特に郡部、これらがおざなりにされていた状況が後から出てきたと思います。

各自自治体もマンパワーを使ってそれなりに頑張っていると思えますし、それはそれでも一定のやむを得ない部分はあろうかと思いますが、その後、甚大な被害を及ぼした19号、これに関しては報道または気象庁のかなり早い段階から、大きな被害がある

だろうという事を報じておりました。

しかし、事実関係よく分かりませんが、19号が来てから災害対策本部を立ち上げたとか、そういった状況があるようです。

近年では、スーパーコンピュータの導入等によりまして、非常に正確な気象状況も提供されております。

あまり過度な情報提供をする事によって、混乱を招くという事もあるかと思えますが、やはり人の命には代えられないと思えますので、これらを含みまして我々の地域の災害対策に役立てていただきたいと思います。

それと、知事の対応につい

ては、これも報道であります。が、災害襲来後、公用車で知事が保有される県北部の私邸に行かれて、そこで自分の車に乗り換えて政務という事で視察を行ったという事で、マスメディア等での質問に答えておりました。

しかし、現実的に千葉県で甚大な被害を受けたのは、千葉県南部であります。

大いなる批判に値するのかなと、私は感じましたけれども、今後の我が村の災害対策について反映させていただきたいという事を申し上げますけれども、それに対するお考えを改めてご答弁いただきたいと思えます。

藤澤村長

同じ地方公共団体、自治体としても千葉県という大きな知事という、県の長並びに知事という立場で、私は市町村、取り分けうちは島牧村という自治体でございます。

規模等も違いますし、その管轄する範囲は基本的には島牧村内でございます。

事前に最近予測等も、より正確な事前予測がなされております。

私自身、札幌管区気象台とホットラインが結ばれております。

私の携帯電話にそういう場合、直接、札幌管区気象台の部長クラスの方達から電話が来るといったかたちのホットラインを引かされております。

そういったアドバイス等も参考にしながら、必ずしも災害の対策本部の設置、これにつきましては、設置に到るまでの、また様々な段階もございますけれども、場合によっては到達前に本部の立ち上げという事もありますし、それに備えた事前段階というかたちでの対応等を取るなり、様々な対応を今までも続けてきているところであり、これから

もそのような考え方で進めていきたいと思っておりますので、ご理解願います。

佐藤伴則議員

いずれにしても、特に風雨災害、これらにおいては「予測を超える」と、言葉がよく使われますけれども、状況が多々発生する、こういった環境に変わってきているのだろうと思います。

今、ホットライン等のお話も結構な事だと思えますが、やはり役場全体でその辺の情報があるようにしながら、早急な対応を図られるように検討していただきたいと思えますし、早い段階からそういった事が情報として提供される事も結構だと思えますが、先ほど村長、電気の件で行政報告でおっしゃっておいりましたけれども、こちらの方から逆に村には災害対策室等もありますから、情報提供を求めるような、そういった動きも早め早め対応できるようにしていただきたいとお願ひ申し上げます、この質問は終わらせていただきます。

「桜を見る会」について

佐藤伴則議員



政府主催にて開催される「桜を見る会」の件が問題視されていますが、村長のご見解を伺います。

藤澤村長

政府主催にて開催されている桜を見る会の件が問題視されているが、村長の見解を伺うとのことですが、桜を見る会については、調べてみましたら、1952年、昭和27年から例年4月に新宿御苑で行われる内閣総理大臣の公的行事であり、その前史は天皇主催で1881年、明治14年から開催されていた観桜会とのことでございます。

現在の桜を見る会は各界において功績、功労のあった方々を招き、日頃の慰労をする等と共に、親しく歓談するための内閣の公式行事でございます。

昨今、招待客の選定や予算問題など諸般、批判があるようでございますが、前史の観

桜会を含めれば130年以上続く歴史的伝統行事であり、功績・功労のあった方々への大きな励みになると推察されますので、見直すべきところは見直し、継続されては如何なものかと考えるところでございます。

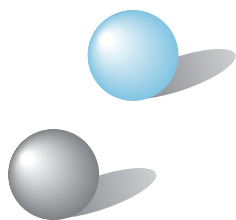
佐藤伴則議員

その年において、功績・功労のあった方々をお招きして、このような会を催すという事そのものは、良い事であろうと思えます。

ただ、問題視されているいくつかの点、これらに触れないのはよく分かりますけれども、どの点を取りましてもかなり問題があるので、総理も来年度からは中止をする、このようになったのだろうと

思います。

それとやはり、問題としては、データ主義で動いている組織であろうかと思えますけれども、参加者の名簿が1ヶ月で廃棄される事というのは、どういふものなのだろうという、非常に疑念を抱かざるを得ないというのが率直な感想でありますし、最後の方に出てきておりますけれども、桜を見る会に提供されたお弁当の提供者が、総理並びに夫人の知人関係者である、私はこれは総理夫人もそういった方が、選定されても分かっているかどうかは私も分かりませんが、役人の方が、そういった事は逆の意味での付度というかたちで、対応していただく事を控えていただくよう進めるとか、業者の方も自分がそうい



う総理との知人であれば逆に遠慮するというかたちが正しいのではないかと、何となく思っているのですけども、私の見解についての村長のご感想をいただきたいと思います。

藤澤村長

個々人の意見でございますので、それはそれでよろしいんじゃないのですか。

佐藤伴則議員

あの、よろしいんじゃないんですかって言いは村長、議会の場なんじゃないですか。きちんと質問をさせていただいておりますので、そういうお話の仕方であれば、それはそれで結構でございます。

村長公用車の使用について

佐藤伴則議員

問

7月初め、余市町にて執り行われた葬儀出席に、通夜、告別式と公用車を利用された件につき「その都度、過去の事例を基に判断し、金額及び出席を決定している」と述べておられますが、どのような過去の事例を参考とされたのか伺います。

藤澤村長

まず始めに、ご質問であります、7月初め余市町で執り行われた通夜、告別式と公用車を利用された件とのことでございますが、この日程は6月14日でありまして、告別式に参列し、前日の通夜には出席しておりませんのでご承知願います。

出席を決定したときの参考とした過去の事例は何かというご質問ですが、前回の定例会でも述べさせていただきましたが、目安としている分類に当てはまらない場合には、基本的にその都度過去の事例、故人との縁やゆかりなど、総合的に勘案して決定しているところでございます。

一概には規定できない現状にございますが、私としては

村の代表として礼を失しないよう出席してきた経緯、事例はございます。

従いまして、目安は目安として、ご質問のあった件につきましては、過去の慣例等を参考に総合的に判断し、決定したところであります。

前回、第3回定例会の答弁と重複するところではございますが、今後とも誤解を招くことのないよう、十分に留意して判断してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

(佐藤伴則議員より休憩の要請があり、中田議長許可)

佐藤伴則議員

今、休憩中に類似した事例というものがあるのであれば、きちんとその類似した事例というものを示していただきたいと思います。

それを私はお伺いしているのであって、前回そのように、過去の事例を基にしてということでおっしゃっているわけですので、そういう事を類似したもので結構でございますので、お示ししていただきたいのが一点と、それと端的にお答えいただきたいのですが、公務として出席されているというわけですが、当然葬儀等に参加される場合、香典等出されていると思うのですが、それは島牧村として出されて

いるのかお聞きしたいと思います。

それと、前回の答弁の中で、今朝ほど総務課長にお聞きをしました。職A・B、功労者、管内の長の区分で、それぞれ本人及び配偶者、両親などの分類で一応の目安をと考えております。今回の場合は日にちは私の勘違いで大変申し訳なかったのですが、これらご本人の方以外、配偶者両親等の分類というかたちは、正式な慶弔規定というわけではないですけれども、一応目安ということで総務課長もおっしゃいましたが、これらが目安になるということではなかった。

この事について、それらも

含めて併せてお伺いしたいと思えます。

藤澤村長

今回のこの件については、村からの香典は無いと私は記憶しております。

ただし、質問前回もあれでしたけども、現職議長の義兄であるという事で、私は香典は自己負担で出しております。

もう一点、親族兄弟等の関係、今、村が運用している慶弔規定の部分に関しては、明確な規定が無いものというのは多々あるわけですけども、そういったような場合の過去における例えば、過去の議長さんの兄弟の場合とかそういうのもございます。

そういったような部分、それが義兄ではないから、ではまったく類似していないじゃないかという考えもあるかもしれないませんが、私は義兄であっても、兄弟として見ているところでございます。

そういうような事例、実際に事例として何があったんだという事であれば、そういうようなものが過去においてございました。

言っていけば様々ございま

すけども、そういうような事でございます。

佐藤伴則議員

今は誠意を持ってお答えいただいた対応かと思えますけども、総務課長にお聞きをしますと、きちんとした慶弔規定を作っている町村もあるようです、また、無い所もあるようです。

私は、慶弔規定がある方がはっきりするんだろうと思いますが、やはり運用という面では無い方が運用しやすい、そういった状況はあろうかと思えます。

しかし、無ければ無いほど十二分に村民の皆様の理解が得られるように、公用車を使うという事はガソリン代、公用車の償却含め、公費を使っ

てらっしゃるという事だと思えます。

公務というかたちであれば私は当然、村の代表として行かれるという事は結構でございますけども、公私の分けはされていると思いますが、十二分に今後、ご留意をいただきたいという事を申し上げ、この質問について終わらせていただきます。

ニセコバス減便問題について

佐藤 伴 則 議員



去る11月18日に、村民のある方より「村外に居住している子ども(学生)が、この度の減便により、変更された新時刻では、バスによる帰村が出来ない」旨の、私に対してのお叱りの電話を受けました。

減便を受け入れた村長は乗り継ぎ等に対して、どの様に考えをもち対応したのか伺います。

藤澤村長

ニセコバス減便についての乗り継ぎに対する問題でございまして、基本的に何度も申し、過去のご質問でも申し上げておりますけども、減便を受け入れたから減便になったのではなくて、村としては減便はしてほしくないという事を再三申し上げてきております。その事はご理解賜りたいと思います。

この減便に伴っての乗り継ぎに対して、どのような考えで対応したのかという、ご質問でございますが、令和元年第3回定例会でも行政報告で申し上げましたが、去る9月

5日開催された、後志地域生活交通確保対策協議会第6分科会、これは公的協議会でございしますが、ここにおきまして運行計画、運行時間がやむを得ないという事で了承となったことによって、この運行時間に基つき村として村民に運行時間の減便等の周知・対応してきたところでございます。

また、運行時間変更について、後志地域生活交通確保対策協議会第6分科会の、この会議中において質問等をし、島牧村から乗り継ぎ等の利便性の確保について申し入れしましたが、乗務員の拘束時間

など労働条件の確保、沿線連絡便4線との時刻調整した結果の運行時刻であり、村からの要望について、できかねる旨の回答がなされているところでもあります。

今後沿線自治体と共に、交通難民を生む危機状況を訴えると共に、地域公共交通ネットワークが維持されるよう強く求めてまいりますので、ご理解賜りたいと思います。

佐藤伴則議員

今、ご答弁の中で何点か非常に気になる点がございました。

まず、減便が決定されて、

前回もこれは触れさせていただきましたが、周知対応をしましたとのことで村長が今おっしゃっていましたけれども、日曜・祝日の対応の時間表は、早く前々回かその前かはちょっと分かりませんが、時間割はこのように変わりますよというものは、広報誌を通じて回してありましたけれども、ニセコバスの減便に對しての対応というのは、それから若干タイムラグがあったと思います。

この辺については、時間的な猶予等もあるかと思いますが、タイミング的にどうだったのかという事はありませんけれども、先ほど長尾議員の方からも、うしお通信の件で早期な対応をという事でおっしゃられていたと思いますが、なるべく早い情報提供をしていただきたかったと思います。それと今、私非常に残念だったという事は、減便を受け入れてはいないという事で村長はおっしゃっておりますけれども、減便は実際に受け入れているんじゃないのですか、私は、先日いただいた冬ダイヤのニセコバスの時刻表を頂戴しましたけれども、それは受

け入れたという事になるんじゃないでしょうか。

そして、この3便の内容ではまったく今、村長が盛んにおっしゃられている村民の足の確保はできていると、表面上ではありますけれども、実際の利用者の皆さんにとっては、非常に使いづらい状況というものを招いているということ、ご承知おきいただけると思っています。

故に、このようなお叱りの電話を私頂戴した訳でございですが、減便を受け入れないで、廃線で受け入れていただいた方がよいのではないですか。

そうすれば村がある程度、以前からできない理由を前回も述べておりますけれども、そういった事がどんな可能になってくるのではないのでしょうか。村民はいつまで我慢すれば良いのでしょうか。

一往復でも公共交通は確保されるということで、言われるんですか、何度と同じ一般質問をするのも私も無しにしたいなと思っているのです。昨日室蘭のバス運行について、夕刻テレビでもやっておりました。

お年寄りのおばあちゃんがバスがなくなると、減便になると、大変なんだと切実に訴えておりました。

ここにいる我々議員、村長はじめ職員の皆さんも、バスに乗ることはほとんど無いのだろうと思います。

しかしやはり、そのバスがなければ動けない、こういった状況にある方にとっては、我々の何十倍も何百倍も生活に對する、大きな支障というものが生まれているのだと思います。

先日、交通事故死ゼロ5、500日達成をされました。

お名前を申し上げるのはあえて控えさせていただきますが、車の事故ではございませんでしたけれども、高齢の方が車に乗られ、用事を足して家に帰る時に、こういった状況が分かりませんが、残念な結果として道の側溝で倒れて死亡されました。

足が、バスが無ければそういった状況も、これから更に高齢者の免許の返納が騒がれている時代に逆行するような対応になってしまふのではないかと、早急にあらゆる面から生活弱者と言われる方、ま

たご不便を感じられる方が少しでも改善できるような対応を、思い切っしていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

藤澤村長

質問者の言われていること十分に私も理解しているつもりではございます。

そのために、いずれかはニセコバスも更なる減便になるのか、実質上これ以上の減便となれば恐らく撤退というような話になるのかと思います。

いずれにしても、正式にはこういう地域交通確保対策協議会等々の中での議論、というかたちになっていくところでございますが、村としてもそういう事等も想定しながら、また法律も近年ちょっと法改正の、先ほど指摘されていた高齢者の交通事故の問題やら、免許返納とかの問題の中で、法規改正等も検討されているとも聞いております。

また運用部分においても、かなり弾力的な運用も段々可能になってきている部分等もお聞きしております。

村としても、最善の対応をしっかりと取っていかなければ

ばならないと内部にて検討している最中でございます。よろしくご理解のほどお願いいたします。

佐藤伴則議員

先ほど申しましたように、もういい加減にこのバス問題に関する一般質問をしたいとは思いません。

今も村長は、検討をという事をおっしゃっておりますけれども、もう検討じゃなく、具体的に新年度に新しい体制を取るぐらいの意気込みで、早急に對應していただきたいとご要望申し上げまして、この質問については終わらせていただきます。



▲運行中のニセコバス

地域産業活性化支援補助金条例について

佐藤 伴 則 議員



当条例の施行時における、村側の二転三転の拡大解釈にての混乱により、設備導入を決定してから、支払い内容を変更せざるを得ない村民が居るにも関わらず、私が副村長と個人的に見解をお聞きした時に、副村長がおっしゃっていたのですが、その言葉と同様に迷惑が生じている村民の存在について、居ないと申し上げているような発言をされておりますが、村長も同じく、そのような対象者は居ないと考えておられるか、端的に伺います。

藤澤村長

本条例施行時、村側の拡大解釈による生じた混乱により、迷惑が生じている村民の存在について、その様な対象者は居ないと考えているかとの質問でございますが、本件につきましては、第3回定例会一般質問の再質問の答弁において認識している旨、既に述べたところでございます。

ご承知のとおり、本条例につきましましては、議会及び産業団体等から各般にわたっての

ご意見、ご要望をいただき可能な限り反映するよう検討した上で、条例制定となったものであります。

しかしながら、本制度のもと補助を予定されていた事業者全ての期待に応えられなかった点や、ご不満点がある事は重々承知しておりますが、村といたしましては小規模事業者の所得向上と、事業活性化のために創設した制度であります事をご理解いただき、現状において活用可能な

事業につきましては、大いに活用していただきたいものと考えます。

なお、12月4日開催の全員協議会で協議させていただきましたが、今後更に制度の趣旨が発揮されるよう問題となっている事案について整理の上、条例改正を検討してまいりますのでご理解を賜ります。

佐藤伴則議員

今、私が質問でご指摘をさ

せていただいた件についてはある程度村長もお認めをいただいているものだと思いますし、前回の一般質問においても、全体の話の中においては認めていらっしゃるのだろうと、副村長とは違うご見解をきちんとお持ちになっているという事は、何となくですが感じられる部分があったのですけれども、はっきりとお聞かせ願いたいと思いいこの質問をさせていただきます。

今、先日村長からお話がありましたように、12月4日地域活性化支援補助金交付条例の、村側が考える課題と検討結果というかたちで、資料も示しております。

指摘をさせていただいた分については、対応したいという方向で考えていらっしゃるのだろうという事は分かりますが、特に車の件については様々な議会の中でも議論もございましたし、ある程度かなり限定をして、青ナンバー以外については駄目だということかたちでスタートしたわけですが、非常に問い合わせ等も多いという事も含め、やはり一度GOサインは出されたんだとお聞きをしております。

それを再度やはり駄目ですよ、というかたちになったことが原因だとお聞きをしておりますし、私はそのように認識をしているのですが、現実問題そういう方がいらっしゃるのであれば、私3月にも質問させていただいていますし、6月にも9月にも質問をさせていただき、今年だけでも4回目の質問でございます。前回は申し上げているように、施行時から1年を目途にという事は、ここにいる全員が共通した認識ではないかなと思います。

6月に理由をお聞きしても、各産業団体に対して、前年度の効果、これは日にちは私がお聞きしたのが6月28日ですが、取りまとめをする。

しかし現実的には9月11日まで期限を区切っているのに、提出をされないまま放っておいているという状況があるという事を、本当に村長がいらっしゃるように、早い段階で改正をしようという対応ではないと思うのです。

いずれにしましても、12月もう中盤を過ぎたわけでございます。これから新年度の臨時費等々の確定に向けてご尽

力されているところだと思うのですけども、いつまでに改正案をきちんとまとめ上げるおつもりなのか、お伺いしたいと思います。

新年度を予定している旨、答えているかと記憶しております。

の皆様方には是非とも頑張っていただいて、今お話がありましたが、使いやすい、本当に効果があつたなど、実際にやられた方が感じられるような改正条例案にしたいですね。

藤澤村長

12月4日の全員協議会の折

にも、今の類似的な質問等もありまして、私としては一応

新しい考えが示された中で予算が組まれるという事でございます。

大変お忙しい中とは思いますが、村長はじめ、職員

の皆様に是非とも頑張っていただいて、今お話がありましたが、使いやすい、本当に効果があつたなど、実際にやられた方が感じられるような改正条例案にしたいですね。

自然環境問題について

佐藤 伴 則 議員



現状で、熊の個体数に対する認識と、今後の対応について、どの様に考えておられるか伺います。

藤澤村長

熊の個体数に対する認識と、今後の対応についてのご質問でございますが、行政報告でも申し述べましたが、今年の熊の出没・目撃情報等は、66件寄せられており、例年と比較して増加傾向にあります。

北海道においては、ヒグマによる人身被害の防止、人里への出没の抑制及び農業被害

の軽減並びにヒグマ地域個体群の存続を図るため、北海道ヒグマ管理計画を策定して

り、以前は春熊駆除とよく言われた、ヒグマ捕獲が行われていたましたが、現在では地域個体群の存続の一環として、ヒグマ対策に必要な人材を育成し、地域の危機管理体制の充実を図るため、ヒグマ対策技術者育成のための捕獲を目

的とする人材育成事業を全道的に実施しております。

北海道ヒグマ管理計画では、本村は渡島半島地域に含まれており、本地域のちょっと古いのですが、平成24年時点の地域個体群公表頭数は1,400頭プラスマイナス600頭となっております。島牧・寿都・黒松内この3町村は、後志南部ブロックと

更に細分化されておりますが、ブロック毎の生息数は、推定されております。

なお、本ブロックにおける人材育成事業による捕獲上限数は、現在はメス3頭、オス9頭であります。

メスのヒグマは2年毎に出産し、一回当たりの出産数は1頭から3頭と言われておりますが、メスの捕獲が滞りますと単純に申し上げまして、出産頭数が増加していくものと思われま

現在、猟友会寿都支部島牧分会との協議が整っていないため、当該捕獲事業を含む有害鳥獣出動要請ができない状態にあり、ヒグマ対策技術者育成のための捕獲が実施できない状況でございます。

今後、猟友会寿都支部島牧分会との協議がまとまり次第、速やかに有害鳥獣駆除体制を整えるのは勿論のこと、電気柵について一定の効果があつたと考えられますので、来年度も引き続き設置してまいります。

また、ヒグマ出没については全道各地で発生しており、社会的な問題であることから、北海道など関係機関に対して、

引き続き適正個体数の維持及び、駆除等に係る法規制の緩和、見直しなどを強く求めてまいります事を申し添え、答弁とさせていただきます。

佐藤 伴 則 議員

実際に山に入って、動物が何匹いるか細かいところまで確認をするというのは難しいのだろうと思います。

しかし、村長もご認識されているのだろうと思いますけれども、今のお話の中にもありましたように、今年の春は春熊駆除等もできない状況に至っております。

目撃情報も3倍強に増えておるようですし、個体数が増えていくという認識を持つのが、一般的ではないかと思えます。

今、村長のご答弁の中に、猟友会との協議がまとまり次第対応をというお話がございました。

しかし残念ながら、6月村側から示された条例、この条例可決後、猟友会さんとの6月13日、1回しか行われていないという状況にあるとお聞きしております。

電気柵による効果というも

のは、私は絶大だったと思いますし、昨年のように道路を渡って海に出たり船に乗ったり、また人家のすぐ横を歩いているような状況も無かったという事は、非常に良かったと思っていますが、いづれにしても個体数をきちんと管理していくという事が必要なのでしょうか、今年1年を経過しようとする中においてその管理すらできないと、日中はなかなか熊は出てきません、昨年の状況でも夜に出てまいります。

夜という事もあり、また人家の周りという事もあり、発砲もできないといった状況は全く何も変わっておりません。

しかし、驚くことに私、2カ月ぐらい前に、担当課長に「箱罾を設置して箱罾に入った場合は、今はどう対応できるのですか」とお聞きしましたら、対応できませんというお答えが返ってまいりました。

そういった状況にまで至っているという事は、猟友会さんとの協議が上手くまとまる、これはいつになるか分からないわけですが、いつになるか分からないから、猟友会が了承してくれないから、議会が同

意をしてくれないから、何となくそんな事でずっと進んでいるように、報道等でもされておるように私は感じておりますし、またそのようなご意見があるのも確かだと思いましたが、現実問題の解決策を村が提示しない、前回の議会でも坂下議員の方から、非常に有効的なご提案もあったかと思えます。

職員の中にも銃を持っている方もいらっしゃると思いますが、業務命令でできないのかもしれませんけれども、私は議会の中ではどちらかというと、議会側からの条例発議の段階でも、村が直接やるべき総指揮をして対応すべきではないかという意見がたくさん出ていたと思います。

何故そういった事ができないのか、その件についてそのような意見は村長もお聞きしていると思うのですけれども、いかがお考えなのか伺いたいと思います。

藤澤村長

まずは職員がたまたま猟銃所有者だから、職務命令でできないのかというのは、これはずいぶん前から何回かそう

いう質問をされながら、それはそのための条件採用でも何でもない訳だから、それはできませんということは何度も答弁してきたかと思えます。

坂下議員さんの方からの、地域おこし協力隊員等が、猟銃等の所有者になってやっではどうかという話、これは全く不可能な話ではないのかもしれないけれども、やはり熊をととなると相当危険動物です。私は軽々にはすぐやれとか何とかという事はちょっと難しいと判断しております。

それと、ライフルの使用も当然、10年の経験がないとライフル所持はできないとなっているかと思えます。

そういったような状況等の中で、逆に民間会社等でのハンター等の依頼とかもできないのかと、それも調べてみました。

非常に高額で、ここから近い所では小樽市にあるようですけれども、すぐには来れませんという話でございました。

それから、他の自治体でも似たようなケースがあったよなので聞いてみますと、ほとんど鹿を対象にやっていて熊というのは、あまり他

の自治体でもそういうところに依頼したというケースは特別ないと伺っております。

そういったような、様々な状況の中でやはりまずは、地元猟友会としっかりと提携していくということが大切であると考えております。

そのために12月4日の全員協議会におきまして、改正案等を示しながらお話をしたところでありますので、よろしくお願いいたします。

佐藤伴則議員

再質問までというのが一応ルールになっておりますので、質問というかたちでは申し上げませんが、いづれにしましても、確かに12月4日猟友会との意見交換会で、確認された事項の対応策というかたちで示されました。

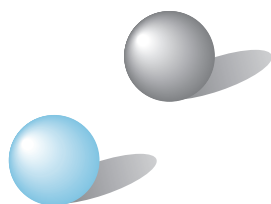
それらも議会の3名の方がどうしても出席できない事由により、出席しておりませんでしたが開催をされました。

いづれにいたしましても、個体数をきちんと管理する体制が整っていないわけであります。

協議会の折にも申し上げましたが、6月に村が出された

条例案、これにも恐らく猟友会の皆さんは首を縦に振らないでしょうという事は、誰しもが思っていた事だと思えます、私は一番の問題は決断の無さだと思えます、あっちを見たりこっちを見たりそういうふうには私を感じます。

その辺が無きように、いずれにしても、誰もが認識するように個体数をきちんと管理しなければどんどん増えていく、テリトリーを逸脱すれば、熊はまた民家に現れる状況が近々生まれてくるのだろうと思えますので、猶予が無きように、これも早急に対応していただきますようよろしくお願いいたします。



グローバル社会に 生きる子どもの為に

佐藤 伴 則 議員



今の子ども達が成長して生きて行く社会は、これまで以上に生活の糧の為に、語学が大切であると私は考えます。そこで、現在行われている日本の語学教育における問題点をどのように捉えておられるのか伺います。

小野寺教育長

現在行われている日本の語学教育における問題点を、どのように捉えているのかとの質問でございますが、まず、日本人の英語力につきまして、2017年の調査によりまして、アジア29の国と地域の中で26番目となっております。中国、韓国、台湾の国民より低い結果となっております。この日本人の英語力が低い要因の一つとして、日本の英語教育の問題点が指摘されているところがございます。問題点としては何点か考えられますが1点目として、受験英語に重点を置くために、英語の授業が文法訳読式とい

う形態で行われてきたことがあげられます。

文法訳読式とは、文法を重視して、英語から日本語に、日本語から英語に訳すことを重視した授業のことでございますが、授業の大半を訳読に費やすため、音声指導や英語を使う練習がほとんどなく、コミュニケーションのツールとしての英語を使うことを目的とした学習方法ではありませんでした。

中心は「読むこと」であり、英語で会話する機会も少なく、英語で文章を書く機会も少なかった状況から、この英語力に偏りがあることが考えられます。

3点目といたしまして、英語の教員免許を持っていなくても英語を話すことができない教師がいたことがあげられます。現在はかなり少なくなってきましたが、過去には、日常的な会話すら話すことができない教師もおりました。教える教師の英語力が弱ければ、学ぶ生徒たちの英語力も中々上がっていきません。このような問題点があるわけですが、文科省では

2014年度に発表した「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」に基づいて、初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、抜本的な充実を図ってきているところがございます。

中学校におきましては、令和3年4月から施行されます新学習指導要領におきまして、授業を基本的に英語で行う「オールイングリッシュ」授業を実施する事としています。

なお、本村では先行して、平成30年度から取り組んでいるところでございます。

また、小学校におきましては、令和2年4月から施行されます新学習指導要領において、5・6年生で行っていた外国語活動を、3・4年生から、5・6年生は教科化し外国語科として実施することとしています。

3・4年生の外国語活動では、英語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、英語による「聞くこと」、「話すこと」の言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成するとしてお

ります。

5・6年生の外国語科では、英語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、英語による「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」の言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成するとしております。

なお、本村では、小学校の活動におきまして、平成30年度から先行して取り組んでいるところでございます。

少しずつではありますが、英語力を高める取り組みが進められているところでございます。

佐藤伴則議員

今、教育長の方からアジア圏においても、非常にレベル的に低い状況にあるという事も言われましたし、申し上げるまでもないと思いますが、「EF EPI」英語能力指数、これが対象国の中においても日本は非常に英語の能力が全般的に低いという事が言われているのだらうと思います。実は私事で大変申し訳ないのですが、9月に香港の方が6名、10月には台湾から8名

友人が来しました。全員が英語を喋れます。

もちろん母国語も喋れますけども、特に9月に香港から来た友人は英語と母国語だけで、日本語は全く喋れる方が一人もいませんでした。

私は9日間一緒におりまして、日本語は全く喋れる方ばかりで、非常に苦痛な思いをしました。

様々なビジネスの話も持ってきていただけるわけでございますけれども、書く・読む、これら今、教育長の方からお話がありましたように、これらもちろん必要だと思うのですが、やはりコミュニケーション取るというかたちでの話すという事が一番なのかなと感じております。

聞くとところによりますと、提言させていただきました中学生の海外研修、こういったのも教育委員会としては、事業を進めていきたいということで、村長の方に予算を付けていただける、上げていただいているということでお聞きをしております。

実施に向かって一歩を踏み出せるのだらうなと思いますが、私がこの質問をさせていただきますのは、やはり子

ども達がそれらの体験をした時に実感として、例えば英語を話したいなと思う、それが非常に大事なのではないのかと思うのです。

我々が提案し例えば、要請でも色んな準備を教育長がしてお話いただいたように準備をするよりも、子ども達本人が学びたいという意識を持ってもらう事によって、吸収が全然変わってくるのだらうと思います。

が、以前も少しお話をさせていただきましたが、ネイチャーな様々な語学を身に付けるために、例えば教育委員会の方で外国人の方を採用して、様々に子ども達または、一般の方々のそういった事に対する興味の湧くような事業との展開も、様々に考えられ足されることなく、今後も積極的に進めていただきたいという事をお願い申し上げて、この質問を終わらせていただきます。



▲中学生の英語授業

在宅介護職員等住宅について

佐藤 伴 則 議員

問

昨年秋に完成した在宅介護職員等住宅が、多額の公費を投入したにも関わらず、居住者から問題点を指摘されており、状況の説明と対応策をどのように考えておられるか伺います。

藤澤 村長

在宅介護職員等住宅に係る問題点に対する状況説明と対応策についての質問でありますが、在宅介護職員等住宅は平成29年から30年度の2カ年事業として総事業費1億7,377万2,000円で実施しており、平成30年9月30日に完成した後、平成31年4月より小規模多機能型居宅介護施設「潮の音」に勤務する職員3世帯が入居しております。ご指摘にあります問題点とは、1階居室内の結露及び地下ピットの一部にたまり水があることの2点が主であると

認識しており、9月20日実施の産業建設常任委員会の所管事務調査時にも口頭で指摘されているところでございますが、これらの状況について説明させていただきます。

1点目の居室内結露に関しては、今年3月下旬に住宅入居者が引越しのために荷物の搬入をした際、FFストーブによる暖房をしたところ、大量の結露が発生したことが発端となっております。

この時点で、この建物の実設計及び工事監理の受託事業者である、札幌市・株式会社サン設計事務所に連絡し、

原因の究明及び対策に係る対応を行うよう依頼し、4月から5月にかけてサン設計による聞き取り調査を行い、建物のコンクリートの水分の室内放出により室内結露が発生していると考えられることから、窓解放による室内換気回数を増やすことや工事施工業者の横関建設による業務用除湿器の設置による対応を行っており、業務用除湿器の効果が認められなかったため、FFストーブの常時運転を入居者に依頼し、室内の除湿乾燥を行いました。

しかしながら、ストーブを使わなくなった7月に入っても結露が発生し、壁・衣服・米などにカビが生えた等の連絡を受けるようになりましたことから、再度サン設計に連絡し、7月31日に現地調査を実施。

その際に室内換気口から虫が侵入し、気持ち悪くて開けられないということが判明したことから、後日その対策を行いました。状況改善には至っておりませんでした。

状況の改善が一向に見られないことから、9月9日、改めてサン設計事務所の担当者

から、設計及び工事施工の状況及び結露問題について説明を求めたところ、設計及び工事施工についての瑕疵は無い旨の説明に終始し、結露対策は別工事で対応すべき問題である旨主張されたところでございます。

村といたしましてはこれらの説明・主張に対し納得しかねることから、第三者機関における専門家の意見が必要と判断いたしました。9月17日に国土交通省及び北海道の相談窓口にご相談を行いました。

これらの回答は9月20日までに、国土交通省、これは北海道開発局営繕部からはRC及び外断熱構造であるため、結露の誘発は避けようがなく、設計事務所及び施工業者の瑕疵は問えないとの見解が示されました。

一方、北海道からは、建物の性能の専門的調査を行う、地方行政独立法人北海道立総合研究機構建築研究本部へ調査を依頼することを薦められ、9月24日に依頼し、10月31日に現地調査を実施しています。調査結果報告書では11月20日付で提出され、その中で結

露の原因は、平成30年9月末の完成から入居が始まる平成31年3月下旬までの間、入居者がいなかったため、冬期間の暖房がされなかったことから、コンクリート躯体が冷えてしまいい、春先の暖房による結露が発生させ、更に、高温多湿となる夏を迎えてもコンクリート躯体の温度が高くならなかったために、結露が長期間継続したとの見解が示されたところであります。

対応策については、サーモカメラ調査により調査時点で、コンクリート躯体の温度が22度から25度まで高まっており、来年度以降は、結露が発生する確率は低くなっているとの説明がありましたことから、躯体の温度を維持するために、村管理により冬期間暖房を行うこととし、仮に春先の結露が発生した場合は、村の除湿器により対応することと考えております。

なお、地下ピットにつきましても室内結露との関連性は低いとの報告がされておりますが、ピット内のカビ繁殖を誘発することは考えられるので、シール工事等を行うことが望

ましい旨指導を受けていますので、今議会に関連工事費の補正予算を提出していただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

現在102号室に入居している入居者につきましては、101号室の地下ピット防水工事を実施した後、専門業者による、カビ取り作業を含めたホームクリーニング実施後に転居して頂く予定としており、クリーニング委託料についても補正予算を提出させて頂きましたので、重ねてご審議のほどよろしく願います。

佐藤伴則議員

今ご説明いただきました、概ね納得をするかたちではあるのですが、まず1点お伺いしたいのは、現在102号室に入っている方はカビ等による被害という事に対しては、村側との協議または対応に対して、ある程度納得をしていただいていると理解して良いのかどうかという問題、それと様々に調査等していただいております。その辺については私も事前にお聞きしている部分はあ

たのですけれども、これは今、一つだけ確認なのですが結露等に関しては来年度以降には、恐らく大丈夫なのだろうという予測が立っている、これは予測で動くしかないとは思っています。

建物内だけではなくて、ピット内の水の発生と言うんですか、これもやはり今、村長からのお話ですと、補正計上というかたちなのですから、これもやはり業者なり設計会社には問えないという事なのか、その辺2点をちょっとお伺いしたいと思います。

藤澤村長

1点目の入居者は納得しているかという事からいけば、心情的には仕方ないという、別の住宅に出ようと思っ一回探したようですけれども、なかなか代替住宅も無いということ、うちの提案に対して不承不承だとは思いますが、そういうかたちでいくことにはなっております。

2点目のピット内の水の問題ですけれども、私共も初めは地下水等が浸水してきているのではないかと疑い等を言ったのですが、これも調査

の結果、決してそういうものではないという事です。

どうしても隅と言いますか、部分的にそういう水滴なり何なりというものが、やっぱりできるかもしれないと、それで防水シール等ちゃんとすべきだと、ただし、せっかくそれをするのであったら、ただ塗っても何かまたコンクリートから出た時に、隙間が生じてそこに水が溜まるとシールの意味がなくなるので、隙間を埋めるゲル状のものを圧をかけて注入させて、ありとあらゆるその周辺の隙間という隙間を埋めていくという、コンクリート内はどうしてもどこかしら隙間があるだろうと、そういうようなかたちを取ってから貼った方が良いという指導受けております。

そのようなかたちで、全面ではなく一番心配される部分を、そういうようなかたちでやろうと考えております。

佐藤伴則議員

一番安心をしたのは、しょうがないという部分もあるかもしれないけども、今住まわれている方がある程度納得していただいているというこ

とでしたので、一安心ということになりますが、一安心と思

ただ、最後に申し上げます。きたいのは、在宅介護職員等という何故「等」を付けているかというところ、これは一般の方にも賃貸可能というかたちに考えてのことなんだろうと思います。

1億3,700万ですか、かなり高額な金額を掛けて建てた設備、一室分、今空いているような状況でございますけれども、管理されているのは福祉課の方で、こちらだけは管理されているとお聞きしておりますが、なるべくであれば入っていただければ有難いのですが、村営住宅というかたちになるのかどうか、私もはっきりしませんけれども、3LDKの素晴らしい建物であります。

どなたかこの在宅介護にあたられない方でも、利用していただける方がいるのであれば、まずはそちらを優先するのはよく分かりますけれども、なるべく有効に活用していただけるように配慮しながら、進めていただきたいという事を申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

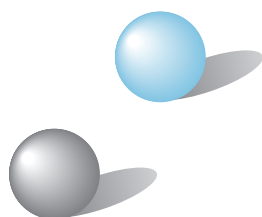
す。ありがとうございました。

藤澤村長

ちょっとよろしいですか。

(中田議長より発言許可あり)
「等」というのは、一般という広く捉えられたようなのですけれども、これは過去にもご説明しておりますけれども、あくまでもたまたま空いている時、小規模多機能の職員がどうしても入るものがないくて空いている時、村の職員が一時的に入る事は可としましようにという事で、ずっと今までも提案しながらきていたところです。

一般、村民皆様とまでのかたちにはまだなっておりますのでご理解賜ります。



第4回村議会定例会 - 12月17日 -

村・村長に一言のコーナーについて



後藤 藤 諭 議員

問

村・村長に一言のコーナーで、この1年間、何件くらいの提言、一言があったのか、またどの様な内容で実際、村政に活かされているのかお伺いいたします。

藤澤村長

村長へ、村へ伝えます「私の一言」についての、ご質問であります。質問等の件数につきましては、昨年度平成30年4月から平成31年3月までの1年間でございますが、8件のご意見、提案がありました。

内容につきましては、治山工事の要望、島牧村職員への交通安全対策、住民対応の意見、山岳横断道路の探索、漁業、農業の総合的な政策の提言などでございます。

また、本年度、平成31年4月から令和元年11月までは、2件のご意見、要望がございました。

内容につきましては、熊対

策へのご意見、各集会施設の

改修の要望でございました。

これらの貴重なご意見、提案、要望につきましては、職員に対するご意見は、課長会議、庁内メール等で注意喚起し、治山工事などについての要望は、早々に関係機関と協議し実施について要望いたしております。

各集会施設の改修の要望につきましては、各地区の改善点の意見を取りまとめ順次改修、修理を進めてまいいる考えであります。

また、皆様から頂きました提案については、内容を十分精査し村政に反映、対応してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

後藤議員

ただいま報告いただきました中で8件、今年度は2件という事ですけれども、議会あるごとに、こういう意見があったというふうに対処しましたというのは、やはり行政報告の中でしてくれば皆さんもお分かりかと思えますけれども、その辺はいかがでしょうか。

藤澤村長

村長へ、村へ伝えます「私の一言」、この取り扱いにつきましては、匿名の場合でも一応受け付けるかたちを取っております。

それから必ず、内容を公表して良いか悪いかの、確認も

取らせていただいております。

それらの部分をチェックした上で村に提出されてくるわけでございます。

場合によっては、これは広報等で紹介させていただきますというかたちを取って、ずっと続けてきておりますので、いわゆる行政報告とは一線を画したものとして、取り扱ってきたものでありますので、ご理解いただきたいと思います。

後藤議員

事前に公表するかどうかというの、否定される方もおられますけれども、できるだけこういう要望がありましたというの、議員の方々も知っ

ておいた方が良いと思いますので、村長だけに留まらず「村」とも書いてあるのですから、その辺、行政報告の中で話してあげたら良いと思いますけれども検討してください。



平成31年及び令和元年 議会・委員会出席状況

会 議	議席番号 氏名	1	2	3	4	5	6	7	8
		坂下初雄	濱野勝男	佐藤伴則	佐藤清司	長尾文裕	副議長 瀬戸川豊	後藤 諭	議長 中田仁史
1月28日	有害鳥獣捕獲条例制定に関する審査特別委員会	○	○	○	○	○	○	○	○
1月28日	第1回臨時会	○	○	○	○	○	○	○	○
1月28日	全員協議会	○	○	○	○	○	○	○	○
2月26日	議会運営委員会	○	○	○	○			○	
3月 4日	第1回定例会	○	○	○	○	○	○	○	○
3月 4日	予算特別委員会	○	欠	○	○	○	○	○	○
3月11日	第1回定例会 2日目	○	○	○	○	○	○	○	○
3月11日	予算特別委員会 2日目	○	○	○	○	○	○	○	○
3月12日	予算特別委員会 3日目	○	欠	○	○	○	○	○	○
3月12日	第1回定例会 3日目	○	欠	○	○	○	○	○	○
5月17日	第2回臨時会	欠	欠	○	○	○	○	○	○
5月30日	議会運営委員会	○	欠	○	○			欠	
5月31日	全員協議会	○	○	○	○	○	○	欠	○
6月 6日	第2回定例会	○	○	○	○	○	○	○	○
9月11日	議会運営委員会	○	○	欠	○			○	
9月19日	第3回定例会	○	○	○	○	○	○	○	○
9月20日	議員視察 (賀老の滝見遊歩道)	○	○	欠	○	○	○	○	○
9月20日	総務社会常任委員会 所管事務調査	○		欠	○	○		○	○
9月20日	産業建設常任委員会 所管事務調査	○	○	欠	○		○	○	
12月 4日	決算審査特別委員会	○	○	○	○	欠	欠	欠	○
12月 4日	全員協議会	○	○	○	○	欠	欠	欠	○
12月10日	議会運営委員会	○	○	○	○			欠	
12月17日	第4回定例会	○	欠	○	○	○	○	○	○



気軽に 議会を傍聴してみませんか。

◇定例会は、年4回開かれます。(3月・6月・9月・12月)

◇臨時会は、必要に応じて開かれます。

お問い合わせは、議会事務局まで (電話75-6274)

決算 審査

特別 委員 会

平成30年度の各会計決算は、9月19日開会の第3回村議会定例会において、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託、閉会中の継続審査(後日審査)となっておりました。

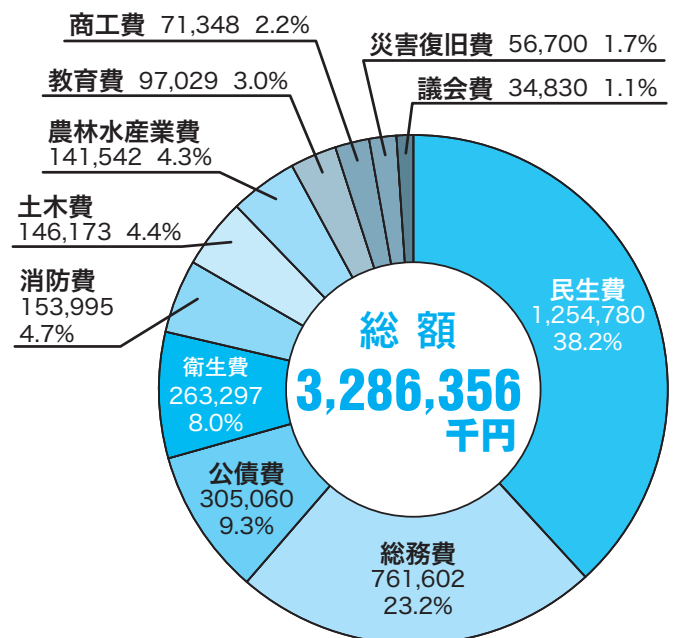
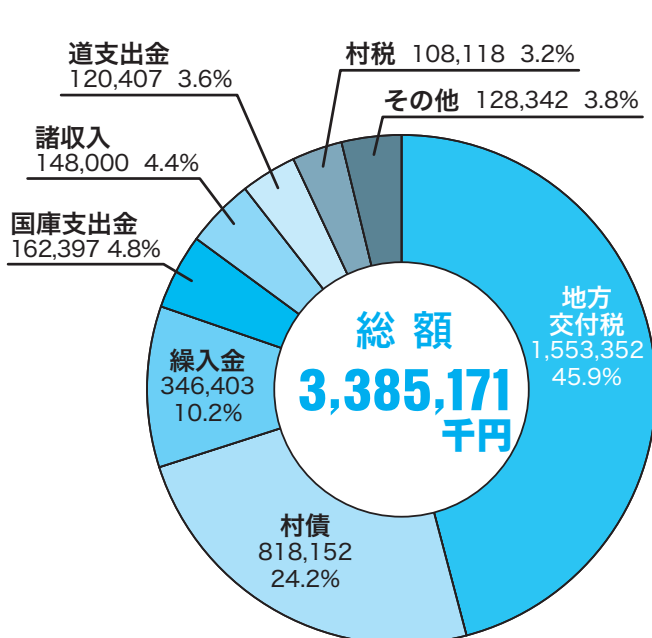
12月4日に再開した決算審査特別委員会では、各会計とも原案のとおり認定すべきものと決定し、審査結果は第4回村議会定例会において、佐藤清司委員長が報告しました。

平成30年度 一般会計決算

歳入

歳出

(単位：千円)



(単位：千円)

各会計別決算総括表

会計名		平成30年度 決算額	平成29年度 決算額	増減	対前年度 伸長率	備考
一般会計	歳入	3,385,171	2,682,668	702,503	26.2%	
	歳出	3,286,356	2,611,777	674,579	25.8%	
特別会計	国民健康保険事業	歳入 80,827	95,193	△ 14,366	△ 15.1%	
	国民健康保険事業	歳出 78,739	93,258	△ 14,519	△ 15.6%	
	簡易水道事業	歳入 69,778	73,556	△ 3,778	△ 5.1%	
	簡易水道事業	歳出 69,778	73,556	△ 3,778	△ 5.1%	
	介護保険サービス	歳入 28,456	28,090	366	1.3%	
	介護保険サービス	歳出 28,456	28,090	366	1.3%	
	後期高齢者医療	歳入 23,509	21,290	2,219	10.4%	
	後期高齢者医療	歳出 23,489	21,282	2,207	10.4%	
	合併処理浄化槽	歳入 127,694	96,049	31,645	32.9%	
	合併処理浄化槽	歳出 127,694	96,049	31,645	32.9%	
	計	歳入 330,264	314,178	16,086	5.1%	
	計	歳出 328,156	312,235	15,921	5.1%	
合計	歳入	3,715,435	2,996,846	718,589	24.0%	
	歳出	3,614,512	2,924,012	690,500	23.6%	
	差引	100,923	72,834	28,089	38.6%	

平成30年度は、差引100,923千円の黒字。

務調査

委員会レポート

総務社会

常任委員会

文裕 諭	長尾 藤	委員 長
初雄	後藤 坂下	副委員 長
伴則	佐藤 佐藤	委員 員
清司	中田	委員 員
仁史		委員 員

第3回村議会定例会
(9月19日招集)において、
閉会中の継続調査とした
総務社会常任委員会所管
事務調査は、10月18日及
び23日、村、教育委員会
及び学校から担当者が出
席し、現地等において説
明を受け調査を行いました。
調査した項目と結果
概要は次のとおりです。
なお、調査結果は12月
17日招集の第4回村議会
定例会において長尾文裕
委員長が報告しました。

小学校の運営

- ・和式便器を洋式便器へ取り換えることを早急に実施されたい。
- ・保健室、休憩室には早急にエアコンを設置し、各教室へも設置を実施されたい。
- ・学校運営については概ね良好に運営されているが、なお一層児童の健全な成長を念頭に置き努力されたい。



▶小学校での授業参観

中学校の運営

- ・保健室、休憩室には早急にエアコンを設置し、各教室へも設置を実施されたい。
- ・学校運営については概ね良好に運営されているが、な

お一層生徒の健全な成長を
念頭に置き努力されたい。



▶中学校での授業参観

保育所の運営

- ・屋上部分を改良した雨漏り対策を検討されたい。

スポーツセンターの状況

- ・保健室のエアコン設置を早急に整備されたい。

総合福祉医療センター及び小規模多機能型居宅介護施設の状況

- ・高齢者福祉センターの居室に地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金補助を利用し、エアコンを着実に

設置されるよう努力されたい。



▶総合福祉医療センターの視察
介護職員等の住宅現地
調査

- ・当面、エアコン等の設置をし、室内の除湿に努められたい。なお、原因等の解明のため対策を講じられたい。

その他、総務社会常任委員会に関すること

- ・希望者に遊休地となっている公有財産を売却し歳入にするなど、村の活性化につなげられたい。

所管事

常任委員会

委員会レポート

産業建設

常任委員会

委員長	濱野 勝男
副委員長	坂下 初雄
委員	佐藤 伴則
委員	佐藤 清司
委員	瀬戸川 豊
委員	後藤 諭

第3回村議会定例会（9月19日招集）において、閉会中の継続調査とした産業建設常任委員会所管事務調査は、9月20日、村から担当者が出席し、説明を受け現地等において調査を行いました。調査した項目と結果概要は次のとおりです。

なお、調査結果は12月17日招集の第4回村議会定例会において、坂下初雄副委員長が報告しました。

賀老の滝見道路 新設箇所

・観光産業振興進展のため、第2展望台を早急に整備し、加えて抜本的対策を講じられたい。



折川の災害復旧状況

・復旧工事は9月20日に完了しており、計画的に護岸整備は行われていた。引き続き更なる自然災害対策に努められたい。



元町公営住宅予定地

・4戸2棟を建設すべく、土地の有効利用を図られたい。



元町公営住宅予定地視察 介護職員等住宅の現地調査

・当面、エアコン等の設置をし、室内の除湿に努められたい。なお、原因等の解明のため対策を講じられたい。



賀老の滝見道路視察



折川災害復旧状況視察



介護職員等住宅調査



[10月]

- 9日 第2回岩内・寿都地方消防組合議会（岩内町 佐藤清司議員）
- 10日～11日 後志広域連合議会議員視察研修（奈井江町・札幌市 中田議長）
- 17日 例月出納検査
- 18日 総務社会常任委員会所管事務調査（長尾委員長ほか）
- 19日 島牧保育所発表会（中田議長）
- 21日 自由民主党北海道第四選挙区移動政調会（倶知安町 中田議長）
- 23日 総務社会常任委員会所管事務調査 2日目（長尾委員長ほか）
- 26日 自由民主党北海道政経セミナー（札幌市 中田議長）

[11月]

- 1日 村功労者表彰式（中田議長ほか）
- 6日 監査ゼミナール（札幌市 坂下議員）
- 7日 監査委員・補助職員研修会（札幌市 坂下議員）
- 12日 例月出納検査
後志町村議会議長会中央要望（東京都 中田議長）
- 13日 町村議会議長全国大会（東京都 中田議長）
- 18日 南部後志衛生施設組合議会臨時会（寿都町 瀬戸川副議長）
- 29日 第2回後志広域連合議会定例会（倶知安町 中田議長）

[12月]

- 4日 決算審査特別委員会
全員協議会
- 5日 後志町村議会議長会役員会及び研修会（札幌市 中田議長）
- 10日 議会運営委員会
- 16日 例月出納検査
- 17日 第4回村議会定例会
- 19日 鈴木直道政経セミナー（札幌市 中田議長）
- 24日 岩内・寿都地方消防組合議会臨時会（岩内町 佐藤清司議員）
- 26日 南部後志衛生施設組合議会第2回定例会（寿都町 瀬戸川副議長）
南部後志環境衛生組合議会第2回定例会（黒松内町 後藤議員）



島牧保育所 まゆ玉飾り - 12月26日 -

後編 編集

■議会広報「かりば170号」をお届けします。
本号では、第4回定例会の審議内容、一般質問を中心に編集しました。
ぜひご覧になって、村の方針や議会活動にご理解を深めていただきたいと思います。